

熊本県公報

第 1 0 8 7 3 号
平成 14 年 8 月 12 日 (月)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示		
道路の区域変更	(道 路 維 持 課) 1
道路の供用開始	(") 1
"	(") 2
"	(") 2
"	(") 3
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課) 3
定款変更認可	(農 村 計 画 課) 3
"	(") 3

告 示

熊本県告示第 610 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 14 年 8 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	田 代 御 船 線	上益城郡御船町大字上野字矢建坂 4389 番 2 地先から 同 所 字中園 4024 番 1 地先まで	前	3.5 ~ 13.5	315.4	単道改
			後	13.7 ~ 33.7		

2 区域変更する期日 平成 14 年 8 月 12 日

熊本県告示第 611 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 14 年 8 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字八藪 2210 番 51 地先から 同 所 字吉原 2357 番 地先まで	210.0	緊道整
"	本渡苓北線	天草郡苓北町大字志岐 2128 番 2 地先から 同 所 同 字 1886 番 1 地先まで	104.7	単橋改

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 12 日

熊本県告示第 612 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江甲字中鶴 405 番 2 地先から 同 所 同 字 399 番 7 地先まで	160.0	単道改
"	"	人吉市井ノ口町字上田 1028 番 1 地先から 同 所 同 字 1019 番 2 地先まで	75.0	"

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 12 日

熊本県告示第 613 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地丁字大坂間 791 番 3 地先から 同 所 字下村 1143 番 地先まで	255.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 12 日

熊本県告示第 614 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 8 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡苓北線	本渡市本町大字本字前原 同 所 同 字 699 番 1 地先から 697 番 3 地先まで	70.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 19 日

公 告

熊本県公告第 644 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字馬場楠字壱町畑 19 番 1
440.20 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字馬場楠 19 番地 1
奥村 宏範

熊本県公告第 645 号

宇土市花園土地改良区理事長成田勝から平成 14 年 5 月 20 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 7 月 31 日付けで認可した。

平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 646 号

宇土市網田新地土地改良区理事長森憲治から平成 14 年 4 月 8 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 7 月 31 日付けで認可した。

平成 14 年 8 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

